

# 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会

## 第 1 1 回会議資料



日 時：平成 1 5 年 1 1 月 2 7 日（木）午後 2 時から  
場 所：三崎町総合体育館

# 会 議 次 第

1. 開 会

2. 会長（瀬戸町長）あいさつ

3. 会議録署名人の指名について

（ ） （ ） （ ）

4. 議 事

報 告

報告第24号 各小委員会報告について

協 議

< 継続協議 >

協議第25号 公共的団体の取扱いについて（その ）

協議第26号 各種事務事業（電算システム事業）の取扱いについて

協議第27号 各種事務事業（介護保険事業）の取扱いについて

協議第 3号 新町の名称について

協議第 5号 機構及び組織の取扱いについて

協議第16号 一部事務組合等の取扱いについて

< 新規協議 >

協議第28号 各種事務事業（ごみ収集運搬業務事業）の取扱いについて

協議第29号 各種事務事業（学校給食事業）の取扱いについて

その他

新町建設計画（案）の県への意見照会について

合併目標期日について

第12回 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程について

5. その他

6. 副会長（伊方町長）あいさつ

7. 閉 会

## 配布資料一覧表

	ページ
<b>(報告)</b>	
1. 報告第24号 各小委員会報告について	1
<b>(協議)</b>	
< 継続協議 >	
2. 協議第25号 公共的団体の取扱いについて(その )	2
3. 協議第26号 各種事務事業(電算システム事業)の取扱いについて	
4. 協議第27号 各種事務事業(介護保険事業)の取扱いについて	
5. 協議第 3号 新町の名称について	3
6. 協議第 5号 機構及び組織の取扱いについて	6
7. 協議第16号 一部事務組合等の取扱いについて	7
< 新規協議 >	
8. 協議第28号 各種事務事業(ごみ収集運搬業務事業)の取扱いについて	8
9. 協議第29号 各種事務事業(学校給食事業)の取扱いについて	12
<b>(その他)</b>	
10. 新町建設計画(案)の県への意見照会について	14
11. 合併目標期日について	58
12. 第12回 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程について	60

# 報 告

報 告 第 2 4 号

## 各小委員会報告について

各小委員会について別紙のとおり報告する。

平成15年11月27日提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会  
会長 井上善一

# 資 料

	ページ
1 . 住民小委員会	1 - 1
2 . 行政組織小委員会	1 - 2
3 . 企画小委員会	1 - 3

平成15年11月18日

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会  
会長 井上善一様

住民小委員会  
委員長 宮下寛

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会小委員会規程第7条の規定に基づき、住民小委員会における審議の経過について報告いたします。

開催日時	平成15年11月18日(火) 午後1時30分～4時10分
開催場所	伊方町役場 4階 全員協議会室
出席者	委員 12名 事務局 4名 (増田局長、坂本班長、山本班長、竹内班長補佐)

【 協議項目の審議の経過 】

《継続協議》

新町の名称の取扱いについて(項目No.3)

小委員会における「選定作業」の実施について

先に実施した「第1次選定作業」の結果をもとに、第2次選定作業及び第3次選定作業を行い、小委員会における新町の名称候補にふさわしい7作品を選定いたしました。

選定結果につきましては、11月27日開催予定の合併協議会で報告すると共に、今後の作業については、合併協議会の委員全員による協議等により決定することが適当であるとのことから、合併協議会の協議の場において進めていただくよう申し入れることを確認し、小委員会における新町の名称候補の選定作業を、終了いたしました。

各種事務事業(国民健康保険直営診療所運営事業)の取扱いについて(項目No.22- )

事務局より3町の診療所の現状や課題、三崎町の有する累積債務等についての説明を受け、具体的調整方法等について審議を行いました。意見のとりまとめや調整方針の承認までには至らず、次回以降の小委員会においても継続して審議することになりました。

平成15年11月20日

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会  
会長 井上善一様

行政組織小委員会  
委員長 山口和哉

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会小委員会規程第7条の規定に基づき、行政組織小委員会における審議の経過について報告いたします。

開催日時	平成15年11月20日(木) 午後1時25分～3時07分
開催場所	伊方町役場 4階 全員協議会室
出席者	委員 11名 事務局 5名 (増田局長、山本班長、坂本班長、加藤班長、竹内班長補佐) 専門部会 2名(菊池部会長、森口副部会長)
【 協議項目の審議の経過 】	
《継続協議》 <u>機構及び組織の取扱いについて(項目No.14)</u>	
基本調整方針(案)は、原案どおり承認し、次回の合併協議会へ提案することを確認いたしました。なお、具体的な調整方法として、「急激な変化、サービス低下を来さないことを基本に」を明記し、専門部会で機構・組織を早急に検討することを指示しました。	
<u>一部事務組合等の取扱いについて(項目No.15)</u>	
事務局より基本調整方針(案)について説明を受け審議した結果、原案どおり承認し、次回の合併協議会へ提案することを確認いたしました。	
<u>各種事務事業(国民健康保険直営診療所運営事業)の取扱いについて(項目No.22 - )</u>	
事務局より3町の診療所の現状や課題、三崎町の有する累積債務等についての説明を受け、具体的調整方法等について審議を行いました。意見のとりまとめや調整方針の承認までには至らず、次回以降の小委員会においても継続して審議することになりました。	

平成15年11月20日

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会  
会長 井上善一様

企画小委員会  
委員長 石崎照夫

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会小委員会規程第7条の規定に基づき、企画小委員会における審議の経過について報告いたします。

開催日時	平成15年11月20日(木) 午後3時30分～5時10分
開催場所	伊方町役場 全員協議会室
出席者	委員 11名(欠席 1 ) 幹事 3名(浜口課長・近田課長・阿部課長 ) 事務局 5名(増田事務局長・坂本班長・加藤班長 三好班長・竹内班長補佐 )
【 協議項目の審議の経過 】	
《継続協議》	
<u>新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成について(項目No10)</u>	
新町建設計画について 新町将来構想の重点プロジェクト並びに新町建設計画の分野別推進施策及び主要事業について、事務局から説明を受けました。 審議の結果、合力(こうろく)の意味の記述及び前回の検討事項等について確認をしました。今後、県へ意見照会を行う必要があるため、第11回合併協議会に報告することを承認し、継続して審議することになりました。	
<u>地域審議会の取扱いについて(項目No11)</u>	
地域審議会の目的や協議内容、先進地の事例等について、事務局から説明を受けました。取扱いについては、新町建設計画や議会議員の任期、財産の取扱いなど他の小委員会等総合的に関係するため、継続して審議することになりました。	
<u>各種事務事業(国民健康保険直営診療所運営事業)の取扱いについて(項目No22-)</u>	
事務局より3町の診療所の現状や課題、三崎町の有する累積債務等についての説明を受け、具体的調整方法等について審議を行いました。意見のとりまとめや調整方針の承認までには至らず、次回以降の小委員会においても継続して審議することになりました。	

協

議

## 継続協議

協議第 2 5 号 公共的団体の取扱いについて（その ）
平成 年 月 日 確認

協議第 2 6 号 各種事務事業（電算システム事業）の取扱いについて
平成 年 月 日 確認

協議第 2 7 号 各種事務事業（介護保険事業）の取扱いについて
平成 年 月 日 確認

平成 1 5 年 1 1 月 4 日 提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会  
会長 井 上 善 一

協 議 第 3 号

新町の名称について

新町の名称について提出する。

平成15年11月27日提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会  
会 長 井 上 善 一

新町の名称
住民小委員会における審議結果を、別紙のとおり報告する。

平成 年 月 日 確認

別 紙

平成15年11月18日

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会  
会 長 井 上 善 一 様

住民小委員会  
委 員 長 宮 下 寛

### 新町の名称の取扱いについて（報告）

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会小委員会規程第7条の規定に基づき、標記協議項目の審議結果について、下記のとおり報告いたします。

#### 記

##### 1 新町の名称候補の選定結果について

新町の名称候補の募集を公募にて行い、寄せられた作品の中から新町の名称候補にふさわしい7作品を別紙のとおり選定したので報告いたします。

##### 2 新町名称の決定について

新町の名称は、合併協議会の委員全員による協議等により決定することが適当であるとの小委員会の意見であります。

よって、今後の新町の名称決定作業については、合併協議会の協議の場において進めていただきますようお願いいたします。

## 住民小委員会：第3次選定作品一覧

番号	名称	よみかた	意味または理由
1	愛西	あいさい	愛媛の最も西に位置する町でありよく判る。またあいさいは愛妻に通じ楽しい未来を感じる。
			愛媛県の西の端の町を愛す、西宇和郡を愛す。愛媛は媛の国であり妻を、女性を愛する。
			愛媛の西に位置する。
2	伊方	いかた	日本に一つしかない。原発をはじめ「伊方」という名前は世の中に浸透しているの、名前を変えると税金の無駄である。
			愛媛県の歴史上の伊豫の方を見つめる永遠の輝きとしての伊方町はやはり3町一致して光り輝く夢を更に更なる明るい町伊方町として。
			歴史上由緒ある伊方浦の名を継ぐ伊方町の名称を合併後も使用してほしい。町勢からみても適当。
3	伊瀬岬	いせざき	伊予の国の伊、瀬戸内海の瀬、佐田岬の岬をとって。
			3町の一文字。
4	佐田岬	さだみさき	3町が佐田岬半島に位置し、四国最西端の佐田岬を有することから、地理的特徴を表すとともに、新町の地理的なイメージが容易で、対外的アピール、知名度の向上にも寄与する。
			日本一長い佐田岬半島に位置し、その名称は全国的に知られていることから。全国へのアピールも容易で、地域住民の一体感も得られると思う。
			地理的にみても3町全体に及ぶ名前。古くから使われている名前。語源に先導する、「さきがけ」という意味があり、新町名にふさわしい。総合的にふさわしい。
5	西宇和	にしうわ	現3町とも抵抗なく受け入れられるなじんだ文字、名前が良い、岬半島をさすイメージがある。
			みかん産業NO1の愛媛に全国的に西宇和ブランドの名を誇れるみかんの町がアピールできたらと思う。
			宇和海の西に位置しており一郡一町としても地理的にわかりやすい地名。
6	媛西	ひめにし	愛媛県の西、日本一長い半島。景色も日本一。愛媛の西の半島の町であることがすぐにわかる。一度覚えてもらったら忘れない。
			愛媛の西側という意味。
7	豊予	ほうよ	豊後水道に向かい細長い佐田岬半島、豊予海峡を挟んで大分県と接しており、ロケーション、地域に位置する3町が合併するにふさわしい。
			豊予海峡に臨んだ町をイメージ。豊かな伊予の町。自然豊か、人情豊かな町を望む。
			四国の西端に位置し、日本一細長い半島。西に豊予海峡、南に宇和海、北に伊予灘、3町ともに農業と漁業の町で共通した生活、歴史、文化をもち合併にふさわしい名称。

## 機構及び組織の取扱いについて

機構及び組織の取扱いについて提出する。

平成15年11月27日提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会  
会長 井上善一

### 機構及び組織の取扱い

- 1 現在の伊方町、瀬戸町及び三崎町の庁舎を有効活用した組織・機構とし住民サービスの低下を招かないよう十分配慮するものとする。

伊方町役場庁舎を本庁とし、瀬戸町役場及び三崎町役場庁舎は、現在の町の区域を所管する総合支所として合併時に設置する。

現在の支所、出張所については、現在の区域を所管した出張所とし、その他の出先機関等についても、合併後も存続する。

- 2 新町の組織・機構については「行政組織及び機構の整備方針」に基づき整備する。

平成15年11月20日 行政組織小委員会 確認

平成 年 月 日 確認

# 伊方町・瀬戸町合併協議会 項目別調整内容

小委員会確認	平成15年11月20日	合併協議会提案	平成15年11月27日
--------	-------------	---------	-------------

協議項目(番号)	機構及び組織の取扱い (項目No. 14)	関係項目		
事務・事業・制度名等			担当部会名等	合併協議会事務局
基本調整方針	<p>1 現在の伊方町、瀬戸町及び三崎町の庁舎を有効活用した組織・機構とし住民サービスの低下を招かないよう十分配慮するものとする。</p> <p>伊方町役場庁舎を本庁とし、瀬戸町役場及び三崎町役場庁舎は、現在の町の区域を所管する総合支所として合併時に設置する。 現在の支所、出張所については、現在の区域を所管した出張所とし、その他の出先機関等についても、合併後も存続する。</p> <p>2 新町の組織・機構については「行政組織及び機構の整備方針」に基づき整備する。</p>		<p>【調整方針確認日】</p> <p>平成 年 月 日</p>	

留意事項	具体的な調整方法	備考
<p>新設合併の場合、合併関係市町村は消滅するため、その機構・組織も消滅することとなる。よって、条例や規則等に基づいて新たに設置する必要がある。</p> <p>1. 新町の機構・組織は、地方自治法や各種行政組織に関する法令等により、新町の町長職務執行者が行うこととなる。</p> <p>2. 合併後の円滑な行政執行のため、あらかじめ協議しておく必要がある。</p>	<p>合併時における「行政組織及び機構の整備方針」は、次の事項を基本とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>「行政組織及び機構の整備方針」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併後も住民サービスの低下を来さないよう十分配慮した組織機構</li> <li>・ 住民が利用しやすく、わかりやすい組織機構</li> <li>・ 住民の声を適正に反映することができる組織機構</li> <li>・ 簡素で効率的な組織機構</li> <li>・ 新町建設計画を円滑に遂行できる組織機構</li> <li>・ 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構</li> <li>・ 地方分権時代における各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織機構</li> <li>・ 緊急時に即応できる組織機構</li> <li>・ 現有庁舎を有効利用できる組織機構</li> </ul> <p>なお、合併後も急激な変化、サービスの低下を来さないことを基本に常に見直しを行い、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする必要がある。</p>	

## 一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて提出する。

平成15年11月27日提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会  
会長 井上善一

### 一部事務組合等の取扱い

1. 3町以外に構成団体のある一部事務組合等については、合併の前日をもって脱退し、新町において合併の日に新たに加入又は調整する。
2. 南予地方水道水質検査協議会については、合併の前日をもって、当協議会から脱退し、新町において合併の日に新たに加入する。
3. 公平委員会事務については、合併の前日をもって委託に関する規約を廃し、新町において合併の日に委託する。
4. 可燃ごみ処理事務については、現在の委託を継続することとし、関係機関と調整する。
5. 伊方町土地開発公社については、すべて新町に引き継ぎ（新町名）町土地開発公社として存続するものとする。
6. 第三セクターについては、現行どおり新町に引き継ぐ。
7. 3町が出資する財団法人等の出捐・出資については、すべて新町に引き継ぐ。

平成15年11月20日 行政組織小委員会 確認

平成 年 月 日 確認

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

小委員会確認	平成15年11月20日	合併協議会提案	平成15年11月27日
--------	-------------	---------	-------------

協議項目(番号)	一部事務組合等の取扱い (項目 NO. 15)	関係項目	
事務事業・制度名	一部事務組合、協議会、機関等共同処理及び事務の委託の取扱い	担当専門部会名等	
調整の内容	1 3町以外に構成団体のある一部事務組合等については、合併の前日をもって脱退し、新町において合併の日に新たに加入又は調整する。 2 南予地方水道水質検査協議会については、合併の前日をもって、当協議会から脱退し、新町において合併の日に新たに加入する。 3 公平委員会事務については、合併の前日をもって委託に関する規約を廃し、新町において合併の日に委託する。 4 可燃ごみ処理事務については、現在の委託を継続することとし、関係機関と調整する。		

事務事業名の名称等	現 況				具体的な調整方法
	名称	組合の事務所の位置	共同処理する事務	3町以外の構成団体	
一部事務組合 3町以外に構成団体がある組合	八・西衛生事務組合	西宇和郡保内町喜木一番耕地五番地二	・し尿処理施設を共同設置し、管理運営	八幡浜市、保内町	3町以外に構成団体のある一部事務組合等については、合併の前日をもって脱退し、新町において合併の日に新たに加入又は調整する。
	八幡浜地区施設事務組合	八幡浜市北浜一丁目1番1号	・老人福祉法第20条の5に規定する施設の管理及び運営に関する事務 (八幡浜地区施設事務組合特別養護老人ホーム青石寮) ・消防組織法及び消防法に定める消防事務 (消防団及び消防水利に関する事務を除く) (八幡浜地区施設事務組合消防本部及び消防署) ・医療法第1条の2第2項に規定する診療所である休日、夜間急患センターの設置、管理及び運営に関する事務 ・高圧ガスを消費する者に対する立入検査に関する事務 ・液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務	八幡浜市、保内町 三瓶町	
	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合	大洲市大洲690番地の 大洲市役所内	・基本計画に関する広域的事業の実施及び関係市町村等が実施する事業等の連絡調整に関する事務 ・八幡浜・大洲地区運動公園の設置、管理及び運営に関する事務 ・八幡浜・大洲地区観光センターの設置、管理及び運営に関する事務 ・関係市町村の職員の共同研修に関する事務	八幡浜市、大洲市 長浜町、内子町 五十崎町、肱川町 河辺村、保内町 三瓶町、明浜町 宇和町、野村町 城川町	

事務事業名の名称等	現 況			具体的な調整方法
	名称	組合の事務所の位置	共同処理する事務	
一部事務組合 3町以外に構成団体がある組合	愛媛県市町村職員共済組合	松山市三番町五丁目 13番1	・組合員及びその遺族の相互救済の事業	県内全市町村 61一部事務組合等
	愛媛県市町村職員退職手当組合	松山市一番町4丁目 1番2 愛媛県自治会館内	・組合市町村の職員の退職手当に関する事務	川之江市、伊予市 北条市、東予市 県内全町村 42一部事務組合
	愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合	松山市一番町4丁目 1番2 愛媛県自治会館内	・非常勤消防団員に係る損害補償、退職報償金の支給 ・消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償 ・非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償 ・災害対策に係る応急措置の業務に従事した者に係る損害補償 ・消防吏員及び消防団員に係る賞じゅつ金に関すること	大洲市、川之江市 伊予三島市、伊予市 北条市、東予市 県内全町村 9一部事務組合
	愛媛県市町村交通災害共済組合	松山市一番町4丁目 1番2 愛媛県自治会館内	・日本国内で交通事故により災害をうけた組合市町村の住民、又はその遺族の生活の共済に関する事務	東予市 県内全町村
	愛媛県自治会館管理組合	松山市一番町4丁目 1番2 愛媛県自治会館内	・愛媛県自治会館の管理に関する事務	県内全町村
	愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合	松山市一番町4丁目 1番2 愛媛県自治会館内	・組合町村の議会の議員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	県内全町村
	南予水道企業団	宇和島市柿原字童子甲 1929番34	・野村ダムを水源とする南予用水事業に係る水道用水供給事業の経営に関する事務	宇和島市、八幡浜市 保内町、三瓶町 明浜町、吉田町 三間町

事務事業名の名称等	現 況			具体的な調整方法	
	名称	組合の事務所の位置	共同処理する事務		3町以外の構成団体
協議会	南予地方水道水質検査協議会	宇和島市柿原字童子甲 1929番	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道法に定める水質検査に関すること。</li> <li>原水及び浄水工程の水質試験に関すること。</li> <li>水道水質に係る調査研究に関すること。</li> <li>水質検査技術者の育成に関すること。</li> </ul>	宇和島市、八幡浜市 保内町、三瓶町、明浜町 宇和町、野村町、城川町 吉田町、三間町、広見町 松野町、日吉村、津島町 内海村、御荘町、城辺町 一本松町、南宇和上水道 企業団、南予水道企業団 津島水道企業団	合併の前日をもって、当協議会から脱退し、新町において合併の日新たに加入する。
機関等の共同処理及び事務の委託	公平委員会  可燃ごみ処理事務		愛媛県との間の公平委員会の事務の委託 <ul style="list-style-type: none"> <li>職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する措置の審査、判定及び不服申し立て等に係る採決、決定など</li> </ul> 八幡浜市との間における可燃ごみ処理事務の委託 <ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物のうち可燃ごみ処理に関する事務</li> </ul>	八幡浜市、西宇和郡 東宇和郡（明浜町、宇和町）	公平委員会上については、合併の前日をもって委託に関する規約を廃し、新町において合併の日委託する。  可燃ごみ処理事務については、現在の委託を継続することとし、関係機関と調整する。

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

小委員会確認	平成15年11月20日	合併協議会提案	平成15年11月27日
--------	-------------	---------	-------------

協議項目(番号)	一部事務組合等の取扱い (項目 NO. 15 )	関係項目	
事務事業・制度名	土地開発公社の取扱い	担当専門部会名等	総務部会
調整内容	伊方町土地開発公社については、すべて新町に引き継ぎ (新町名) 町土地開発公社として存続するものとする。		

事務事業名の名称等	現況や課題等			具体的な調整方法
	伊方町	瀬戸町	三崎町	
<p>目的</p> <p>名称</p> <p>設立年月日</p> <p>設立団体</p> <p>事務所の所在地</p> <p>基本財産</p> <p>役員</p> <p>職員</p> <p>14年度 決算状況</p>	<p>公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と福祉の増進に寄与する。</p> <p>伊方町土地開発公社</p> <p>昭和48年5月14日認可</p> <p>伊方町</p> <p>愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地の1</p> <p>500万円</p> <p>理事10名以内</p> <p>  理事長 (町長)</p> <p>  常務理事 (助役)</p> <p>  理事 (町議5、町課長3)</p> <p>監事2名以内</p> <p>  監事 (町監査委員1、収入役)</p> <p>5人(町職員兼務)</p> <p>  事務局長 (企画財政課長)</p> <p>  事務局次長</p> <p>  業務係</p> <p>  経理係</p> <p>  工事係</p> <p>貸借対照表 (単位:円)</p> <p>(資産の部)</p> <p>1. 基本財産</p> <p>    定期預金 5,000,000円</p> <p>2. 流動資産</p> <p>    現金及び預金 1,248,170円</p>	<p>制度なし</p>	<p>制度なし</p>	<p>伊方町土地開発公社については、すべて新町に引き継ぎ (新町名) 町土地開発公社として存続するものとする</p>

	未収金	447,724,129円		
	未成土地	444,318,504円		
	資産合計	898,290,803円		
	(負債の部)			
	1. 流動負債			
	前受金	447,724,129円		
	2. 固定負債			
	借入金	432,449,564円		
	負債合計	880,173,693円		
	(資本の部)			
	1. 自己資本金	5,000,000円		
	剰余金			
	1. 前年度剰余金	13,244,177円		
	2. 当年度損失	127,067円		
	資本合計	18,117,110円		
	負債・資本合計	898,290,803円		
保有土地等	土地(場所:大浜地域)			
	伊方港土地再開発等用地造成事業終末処理			
	場用地造成 工事 一式	392,550,000円		
	測量調査(場所:大浜地域)	44,346,000円		
	伊方港土地再開発等用地造成事業深淺測量			
	一式	2,520,000円		
	伊方港土地再開発等用地造成事業地質調査			
	一式	15,629,000円		
	伊方港土地再開発等用地造成事業環境調査			
	一式	7,087,000円		
	伊方港土地再開発等用地造成事業護岸設計			
	一式	17,850,000円		
	伊方港土地再開発等用地造成事業用地測量			
	一式	1,260,000円		
	用地取得原価			
	一式	7,422,504円		
	合計	444,318,504円		
	(平成15年6月30日伊方町へ処分済)			

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

小委員会確認	平成15年11月20日	合併協議会提案	平成15年11月27日
--------	-------------	---------	-------------

協議項目(番号)	一部事務組合等の取扱い (項目No.15)	関係項目	
事務事業・制度名	第三セクター等の取扱い	担当専門部会名等	
調整の内容	第三セクターについては、現行どおり新町に引き継ぐ。 3町が出資する財団法人等の出捐・出資については、すべて新町に引き継ぐ。		

事務事業名の名称等	現 況			具体的な調整方法
	伊 方 町	瀬 戸 町	三 崎 町	
<b>法人名</b> <b>本社所在地</b> <b>設立の時期</b> <b>資本金</b> <b>株主・出資額</b>  <b>役員</b>  <b>業務内容</b>  <b>(参考)</b> <b>売上高(14年度)</b>	<b>株式会社クリエイト伊方</b> 伊方町湊浦白崎1番地13号 平成9年9月1日 10,000千円(授受資本40,000千円)  伊方町 450万円(45%) 伊方サ・ビス(株) 190万円(19%) 伊方町商工業協同組合 120万円(12%) 伊方町漁業協同組合 60万円(6%) 有寿来漁業協同組合 60万円(6%) 町見漁業協同組合 60万円(6%) 西宇和農業協同組合 60万円(6%)  代表取締役社長 中元清吉(伊方町長) 代表取締役専務 井田玉春(伊方サ・ビス(株)) 取締役 畑中芳久(伊方町助役) 取締役 上野 守(伊方商工業協同組合) 監査役 鎌土勝利(伊方町収入役)	<b>株式会社アグリ瀬戸</b> 瀬戸町塩成293番地 平成12年9月1日 10,000千円(授受資本40,000千円)  瀬戸町 590万円(59%) 伊方サ・ビス(株) 140万円(14%) 西宇和農業協同組合 50万円(5%) 瀬戸町漁業協同組合 50万円(5%) 瀬戸町商工会 50万円(5%) (株)伊予銀行 50万円(5%) (株)瀬戸ふるさとセンタ 50万円(5%) 瀬戸町特産品加工組合 10万円(1%) 瀬戸町ふるさと市運営協議会 10万円(1%)  代表取締役社長 井上善一(瀬戸町長) 取締役 藤谷彰宏(伊方サ・ビス(株)) 取締役 清水博義(瀬戸町助役) 取締役 大城文教(西宇和農業協同組合) 監査役 竹下昌光(農業)	<b>株式会社 瀬戸ウインドヒル</b> 瀬戸町三机乙4367番地6 平成14年1月30日 平成14年3月29日(増資) 300,000千円(授受資本金320,000千円) 瀬戸町 3,000万円(10%) 三菱重工業株式会社 2億7,000万円(90%)  代表取締役社長 木村雅章(三菱重工業(株)) 取締役 牧野和道(三菱重工業(株)) 取締役 清水博義(瀬戸町助役) 監査役 鈴木展雄(三菱重工業(株))	三崎ウインド・パワー株式会社(仮称) 三崎町内  現在協議中
	みかんジュース製造・販売 すりみの製造・加工・販売 製氷施設管理 トマト養液栽培・販売 公共施設清掃	瀬戸町農水産物特産加工品の販売 お土産品の販売 観光用酒類販売 アイスクリム製造・販売 高糖度トマト養液栽培 瀬戸町農業公園運営管理	風力エネルギーによる発電及び電力販売業務 風力発電事業のアセスメント業務 前各号に附帯する一切の業務	
	141,739千円	82,452千円(管理料含む3,500千円)		

2. 従業員の状況について		雇用区分	人員	雇用区分	人員		
管理者	事務長	社員	1	社員	1	施設保守管理 法定点検業務 日常点検業務	委託 委託 委託
	係長	社員	2				
主任・一般		社員	4				
製造(すり身・ジュース トマト)		職員	6				
		臨時職員	1			一般事務	
販売		職員	3	常用員	5	経理業務	
清掃		常用員	15			出納ほか	パート 1 検討中
計			33		6		
3. 管理運営状況							
管理運営委託	伊方町農水産物加工施設他	伊方町		瀬戸町農業公園	瀬戸町		瀬戸ウィンドヒル発電所
		株式会社クリエイト伊方		株式会社アグリ瀬戸			
15年度 管理運営費予算	歳入(加工施設使用料) 農家受託分 10,793千円 刈り伊方使用分 512千円  計 11,305千円	歳入(加工施設使用料) 農家受託分 10,793千円 刈り伊方使用分 512千円  計 11,305千円	歳出 管理委託費 11,866千円 (内訳) 管理人賃金(1名) 2,386千円 原料加工業務 237t/年 40円/kg × 237t/年 = 9,480千円  施設管理委託 3,240千円 電気施設補修・消防・浄化槽 殺菌補修等  維持管理費 5,700千円 燃料費・光熱水費・修繕・消耗品等  計 20,806千円	歳出 管理委託費 3,500千円 (内訳) 公園清掃 1,600千円 公園管理 100千円 小修繕 350千円 電気保安 200千円 浄化槽清掃 200千円 消耗品 180千円 電気代 130千円 水道代 450千円 風車建物管理290千円  風車年次点検 1,500千円  修繕料 2,000千円 (内訳) 建物塗装修繕 1,500千円 風車修繕 500千円 「道の駅」連絡協議会負担金 60千円 計 7,060千円	施設の概要 風力発電機 千kw風車×11基 変電設備 6kv変電設備 11組 66kv変電設備 1組 送電設備 1式 総事業費 約18億4千万円 予想発生電力量 約29,000MWh(29,000,000Kwh)/年 売電見込額 約3億3千万円/年		
管理運営委託	伊方町製氷施設	伊方町					
		株式会社クリエイト伊方					
15年度 管理運営費予算	歳入(製氷施設使用料) 製氷施設使用料 12,090千円  計 12,090千円	歳入(製氷施設使用料) 製氷施設使用料 12,090千円  計 12,090千円	歳出 管理委託費 6,342千円 (内訳) 人件費、保険料  施設管理委託 2,257千円 建物総合管理・機器保守  維持管理費 4,044千円 光熱水費  計 12,643千円				

各種事務事業（ごみ収集運搬業務事業）の取扱いについて

各種事務事業（ごみ収集運搬業務事業）の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成15年11月27日 提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会

会長 井上 善一

各種事務事業（ごみ収集運搬業務事業）の取扱い

- 1 一般廃棄物処理計画及び分別収集計画については、合併後すみやかに策定するものとする。
- 2 ごみ処理に関する施設は、現行のまま新町に引き継ぐものとする。
- 3 ごみ収集業務については、現行のまま新町に引き継ぎ、合併後2年を目途に不均衡が生じないように、新町において調整する。
- 4 指定ごみ袋については、新町において種類・規格・小売価格等の統一を図るものとする。
- 5 生ごみ処理機等の購入費補助制度は、合併時に統合を図るものとする。

平成 年 月 日 確認

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

幹事会承認	平成15年11月10日	合併協議会提案	平成15年11月27日
-------	-------------	---------	-------------

協議項目(番号)	各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 - )	関係項目	ごみ収集運搬業務事業
事務事業・制度名	ごみ収集運搬業務事業	担当専門部会名等	厚生部会
調整の内容	<p>1 一般廃棄物処理計画及び分別収集計画については、合併後すみやかに策定するものとする。</p> <p>2 ごみ処理に関する施設は、現行のまま新町に引き継ぐものとする。</p> <p>3 ごみ収集業務については、現行のまま新町に引き継ぎ、合併後2年を目途に不均衡が生じないよう、新町において調整する。</p> <p>4 指定ごみ袋については、新町において種類・規格・小売価格等の統一を図るものとする。</p> <p>5 生ごみ処理機等の購入費補助制度は、合併時に統合を図るものとする。</p>		

事務事業名の名称等	現況や課題等			具体的な調整方法
	伊方町	瀬戸町	三崎町	
廃棄物処理計画	<p>【一般廃棄物処理計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画：平成6年12月策定</li> <li>実施計画：毎年3月末策定</li> <li>可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ</li> <li>し尿・浄化槽汚泥の収集処理計画</li> </ul> <p>【容器包装廃棄物に係わる分別収集計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>缶・ビン・紙・プラスチックについての分別リサイクル方法を、策定時より5年後を目標に計画し、3年ごとに見直す。</li> <li>平成14年6月策定、平成9年度から実施</li> </ul>	<p>【一般廃棄物処理計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画：平成7年4月策定</li> <li>実施計画：毎年3月末策定</li> <li>可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ</li> <li>し尿・浄化槽汚泥の収集処理計画</li> <li>4月1日から翌年3月31日を計画期間</li> </ul> <p>【容器包装廃棄物に係わる分別収集計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>缶・ビン・紙・プラスチックについての分別リサイクル方法を策定時より5年後を目標に計画し、3年ごとに見直す。</li> <li>平成11年6月策定、平成12年度から実施</li> </ul>	<p>【一般廃棄物処理計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画：未策定</li> <li>実施計画：毎年3月末策定</li> <li>可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ</li> <li>し尿・浄化槽汚泥の収集処理計画</li> <li>4月1日から翌年3月31日を計画期間</li> </ul> <p>【容器包装廃棄物に係わる分別収集計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>缶・ビン・紙・プラスチックについての分別リサイクル方法を策定時より5年後を目標に計画し、3年ごとに見直す。</li> <li>平成14年6月策定、平成9年度から実施</li> </ul>	<p>・一般廃棄物処理計画及び分別収集計画については、合併後すみやかに策定するものとする。</p>
ごみ処理施設の状況	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物を環境汚染物質を出さない等適正処理するための施設の維持及び管理</li> </ul> <p>(施設の概要)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>資源ごみ保管倉庫</li> <li>最終処分場</li> </ol> <p>町が運営・維持・管理を行っている。</p> <p>【最終処分場】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>伊方町九町字アラカヤ2番耕地212番地2</li> </ul>	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物を環境汚染物質を出さない等適正処理するための施設の維持及び管理</li> </ul> <p>(施設の概要)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>焼却施設 (平成14年12月から廃止)</li> <li>リサイクル施設</li> <li>一時保管施設</li> </ol> <p>町が運営・維持・管理を行っている。</p> <p>【最終処分場】 なし</p>	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物を環境汚染物質を出さない等適正処理するための施設の維持及び管理</li> </ul> <p>(施設の概要)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>焼却施設 (平成14年12月から廃止)</li> <li>リサイクル施設</li> <li>最終処分場</li> </ol> <p>町が運営・維持・管理を行っている。</p> <p>【最終処分場】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>三崎町松3646番地</li> </ul>	<p>・ごみ処理に関する施設は、現行のまま新町に引き継ぐものとする。</p>

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

幹事会承認	平成15年11月10日	合併協議会提案	平成15年11月27日
-------	-------------	---------	-------------

協議項目(番号)	各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 - )	関係項目	ごみ収集運搬業務事業
事務事業・制度名	ごみ収集運搬業務事業	担当専門部会名等	厚生部会

事務事業名の名称等	現況や課題等			具体的な調整方法
	伊方町	瀬戸町	三崎町	
ごみ収集業務の状況	<p>【ごみ収集状況】</p> <p>H15.3.31現在</p> <p>対象人員 2,558世帯 6,746人</p> <p>対象区域 町内全域</p> <p>収集率 100%</p> <p>収集方法 定期収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可燃ごみ 週3~5回</li> <li>不燃ごみ 月1回</li> <li>資源ごみ 月1回</li> <li>資源ごみの内紙 月1回</li> <li>乾電池・蛍光管 年3回</li> </ul> <p>【収集体制】 委託方式</p> <p>【収集方式】 ステーション方式</p> <p>70ステーション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃、不燃、資源各ごみ</li> <li>町内を2ブロックに分け収集</li> <li>・乾電池・蛍光管、紙 全地区一斉収集</li> </ul> <p>【収集車】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃ごみ 塵芥車(パッカー車)</li> <li>・資源・不燃ごみ 2tダンプ1台、パッカー車1台</li> <li>・収集人員 可燃 3名、不燃 2名</li> </ul>	<p>【ごみ収集状況】</p> <p>H15.3.31現在</p> <p>対象人員 1,128世帯 2,648人</p> <p>対象区域 町内全域</p> <p>収集率 100%</p> <p>収集方法 定期収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可燃ごみ 週2回</li> <li>不燃ごみ 週1回</li> <li>粗大ごみ 隔月1回 (奇数月...金物・ガラス・乾電池・蛍光管等)</li> <li>資源ごみ 隔月1回 (偶数月...新聞・雑誌・故紙・古布)</li> </ul> <p>【収集体制】 直営方式(粗大ごみ等は委託)</p> <p>【収集方式】 ステーション方式(一部個別)</p> <p>58ステーション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃2ブロック、資源4ブロック</li> <li>町内を2ブロックに分け収集</li> <li>・乾電池・蛍光管、紙 全地区一斉収集</li> </ul> <p>【収集車】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃ごみ 塵芥車(パッカー車)</li> <li>・資源・不燃ごみ 3tダンプ</li> <li>・収集人員 各車両 2名</li> </ul>	<p>【ごみ収集状況】</p> <p>H15.3.31現在</p> <p>対象人員 1,696世帯 4,449人</p> <p>対象区域 町内全域</p> <p>収集率 100%</p> <p>収集方法 定期収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可燃ごみ 週3回</li> <li>不燃ごみ 週1回</li> <li>粗大ごみ 月1回</li> <li>資源ごみ 月2回 (新聞・雑誌・段ボール等)</li> </ul> <p>【収集体制】 委託方式</p> <p>【収集方式】 ステーション方式</p> <p>80ステーション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃、不燃、資源各ごみ</li> <li>町内を2ブロックに分け収集</li> <li>・乾電池・蛍光管、紙 全地区一斉収集</li> </ul> <p>【収集車】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃ごみ 塵芥車(パッカー車：4t・2t各1台)</li> <li>・資源・不燃ごみ 2tダンプ1台</li> <li>・収集人員 各車両 2名</li> </ul>	<p>・ごみ収集業務については現行のまま新町に引き継ぎ合併後2年を目途に、不均衡が生じないよう新町において調整する。</p>

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

幹事会承認	平成15年11月10日	合併協議会提案	平成15年11月27日
-------	-------------	---------	-------------

協議項目(番号)	各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 - )	関係項目	ごみ収集運搬業務事業
事務事業・制度名	ごみ収集運搬業務事業	担当専門部会名等	厚生部会

事務事業名の名称等	現況や課題等			具体的な調整方法
	伊方町	瀬戸町	三崎町	
町指定ごみ袋販売業務	<p>【指定ごみ袋の販売取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成9年4月1日より取扱い</li> <li>可燃用 3種類</li> </ul> <p>販売方法</p> <p>委託契約し、町内の店舗で販売</p> <p>小売価格： 大袋 1枚 10円 中袋 1枚 7円 小袋 1枚 5円</p>	<p>【指定ごみ袋の販売取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成9年4月1日より取扱い</li> <li>可燃用 3種類</li> <li>缶 2種類</li> <li>ビン 2種類</li> <li>ペットボトル・発泡スチロール・埋立 各1種類</li> </ul> <p>販売方法</p> <p>町が製造発注し、町内の指定店舗で販売</p> <p>小売価格： 可燃大 12円 可燃中 10円 可燃小 8円 ほか、種類毎に設定</p>	<p>【指定ごみ袋の販売取扱い】</p> <p>指定ごみ袋はなし。</p> <p>ごみ袋 ... 透明もしくは半透明の市販のもので対応している。</p>	<p>・指定ごみ袋については、新町において種類・規格・小売価格等の統一を図るものとする。</p>
生ごみ処理機等購入費補助	<p>【対象機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コンポスト</li> <li>キッチンリサイクラー</li> <li>E Mサポート</li> <li>生ごみ処理容器</li> </ul> <p>【補助率及び補助限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コンポスト 3,000円</li> <li>キッチンリサイクラー 1,850円</li> <li>E Mサポート 1,250円</li> <li>生ごみ処理容器 定価の3分の1 上限30,000円</li> </ul>	<p>【対象機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コンポスト</li> <li>電動式生ごみ処理機</li> </ul> <p>【補助率及び補助限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コンポスト <ul style="list-style-type: none"> <li>・町で現物を購入している。</li> <li>・5,500円のうち2,800円を助成</li> </ul> </li> <li>電動式生ごみ処理機 <ul style="list-style-type: none"> <li>・1/2で20,000円を上限</li> </ul> </li> </ul>	<p>【対象機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コンポスト</li> <li>電動式生ごみ処理機</li> </ul> <p>【補助率及び補助限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コンポスト <ul style="list-style-type: none"> <li>購入価格の1/2 補助限度額 3,000円</li> </ul> </li> <li>電動式生ごみ処理機 <ul style="list-style-type: none"> <li>購入価格の1/3 補助限度額20,000円</li> </ul> </li> </ul>	<p>・生ごみ処理機等の購入費補助制度は、合併時に統合を図るものとする。</p>

各種事務事業（学校給食事業）の取扱いについて

各種事務事業（学校給食事業）の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 15 年 11 月 27 日 提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会

会長 井上 善一

各種事務事業（学校給食事業）の取扱い

- 1 学校給食の実施については、現行どおり新町に引き継ぐものとし、新町において町内全ての小中学校に給食が提供できるように合併までに調整する。
- 2 児童生徒の学校給食費は、合併時に統一する。
- 3 学校給食費の助成制度については、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において調整する。

平成 年 月 日 確認

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

幹事会承認	平成 15 年 11 月 19 日	合併協議会提案	平成 15 年 11 月 27 日
-------	-------------------	---------	-------------------

協議項目(番号)	各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 - )	関係項目	学校給食事業
事務事業・制度名	学校給食事業	担当専門部会名等	
調整の内容	<p>1 学校給食の実施については、現行どおり新町に引き継ぐものとし、新町において町内全ての小中学校に給食が提供できるように合併までに調整する。</p> <p>2 児童生徒の学校給食費は、合併時に統一する。</p> <p>3 学校給食費の助成制度については、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において調整する。</p>		

事務事業名の名称等	現況や課題等			具体的な調整方法
	伊方町	瀬戸町	三崎町	
学校給食センター	【所在地】 伊方町河内749番地	【所在地】 瀬戸町三机乙1884番地	未実施	<p>・学校給食の実施については、現行どおり新町に引き継ぐものとし、新町において町内全ての小中学校に給食が提供出来るように合併までに調整する。</p>
学校給食の実施	【実施回数】 週5回(米飯3回、パン2回)	【実施回数】 週5回(米飯5回)		
	【調理方式】 共同調理場ウエット方式	【調理方式】 共同調理場ウエット方式		
	【調理員】 共同調理場6人(内臨時4人)	【調理員】 共同調理場4人(内臨時4人)		
給食費	<p>【給食費の徴収額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生 219 円 / 食</li> <li>・中学生 243 円 / 食</li> </ul> <p>【給食費の町助成額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生 11 円 / 食</li> <li>・中学生 12 円 / 食</li> </ul>	<p>【給食費の徴収額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生 240 円 / 食</li> <li>・中学生 260 円 / 食</li> </ul>		<p>・児童生徒の給食費は次のとおり統一する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生 230 円 / 食</li> <li>・中学生 255 円 / 食</li> </ul> <p>・学校給食費の町助成金については、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において調整する。</p>

そ の 他

## その他

### 新町建設計画（案）の県への意見照会について

建設計画（案）

H15.11.27 第11回合併協議会資料

## 伊方町・瀬戸町・三崎町 新町建設計画

よるこびの風薫るまち いかた・せと・みさき

～佐田岬の自然に抱かれて、一人ひとりが心の豊かさを大切にするまち～

（案）

平成 15 年 11 月

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会

# 目次

## 第1編 将来構想

### 第1章 構想策定の基本的な考え方

- 第1節 構想策定の目的
- 第2節 計画の範囲
- 第3節 計画の期間
- 第4節 計画の策定方法
- 第5節 時代背景

### 第2章 3町の概要

- 第1節 自然条件・地理的条件
- 第2節 沿革
- 第3節 人口・世帯
- 第4節 産業・就業構造
- 第5節 公共的施設
- 第6節 交通環境
- 第7節 郷土文化
- 第8節 広域行政

### 第3章 関連計画の概要

### 第4章 3町のまちづくりの概要

- 1 3町の将来像
- 2 産業振興
- 3 福祉・介護・医療・保険
- 4 教育・文化
- 5 基盤整備
- 6 生活環境
- 7 行財政運営・地域づくり

### 第5章 人口の見通し

### 第6章 町民意識

### 第7章 合併の異議

- 第1節 合併の一般的効果
- 第2節 本地域における合併の異議・効果
- 第3節 合併で懸念される事項への対応

## 第8章 新町の将来像

- 1 まちづくりの基本理念
- 2 新町の将来像

## 第9章 まちづくりの目標

- 第1節 土地利用方針
- 第2節 まちづくりの目標
- 第3節 まちづくり重点プロジェクト

# 第2編 建設計画

## 序章 施策体系

### 第1章 分野別推進施策および主要事業

- 目標 1 生涯を安心して、自分らしく暮らせるまち  
健康づくりの推進  
子育て支援の充実  
高齢者福祉・障害者福祉の充実  
地域福祉
- 目標 2 郷土に誇りをもち、笑顔あふれる人が集うまち  
教育環境の向上  
青少年健全育成の推進  
生涯学習の充実  
文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実
- 目標 3 快適で、温かいふれあいが広がるまち  
自然環境の保護と活用  
良好な住環境の整備  
着実な社会基盤の整備  
防災・地域安全の推進
- 目標 4 海と山の恵みを生かし、ゆとりある暮らしのできるまち  
農業・水産業の振興  
観光・交流の振興  
商工業の活性化と新産業の開発
- 目標 5 楽しく、にぎやかに、みんなで創るまち  
人権尊重のまちづくりの形成  
地域間・国際交流の推進  
コミュニティ活動の活性化  
協働のまちづくりの推進

目標 6 明日に希望がふくらむまち

効果的な行政の推進

健全な財政運営

広域行政の推進

第2章 新町における、国・県事業の推進

第3章 公共的施設の適正配置

第4章 財政計画

### 第3節 まちづくり重点プロジェクト（案）

新町の長期的発展に大きく寄与し、かつ、新町の一体性確保に資する事業を「重点プロジェクト」と位置付けて、今後、10年間の最優先事業として位置付けます。

#### 重点プロジェクト設定の視点

事業効果が新町全体に波及する
新町の一体性を速やかに確保する
住民の強い要望や期待に応える
旧町単独で行うより、効率的・効果的に実施できる
社会的・時代的な要請による重要な課題にこたえる
将来的に見て、新町の発展に寄与する

#### 6つのまちづくり重点プロジェクト

(1) 合力 <small>こうりく</small> のまちづくり（合力 <small>こうりく</small> タウンの推進）
(2) 郷土の再発見運動の推進（スロータウンの推進）
(3) 20分のまちづくり（スモールタウンの推進）
(4) 暮らし満足度の向上（高度情報タウンの推進）
(5) 多様なエネルギー資源の活用（クリーンタウンの推進）
(6) 第1次産業の活性化（元気タウンの推進）

## ( 1 ) <sup>こうろく</sup>合力のまちづくり ( <sup>こうろく</sup>合力タウンの推進 )

### 【内容】

人口の減少や過疎化の進行を勘案し、一人ひとりが地域における活動に積極的に参加する、地域の中で町民相互の協力と連携による、温かい地域づくり ( 合力のまちづくり ) に取り組みます。

### 【主な取り組み】

地域福祉推進の中心となる社会福祉協議会の組織体制の充実を図ります。

ボランティア活動、地域相互支援活動の活性化を図ります。

開かれた学校づくりと青少年健全育成活動の活性化に向けて、家庭・学校・地域・関係機関の協力体制を一層強化します。

高齢社会に対応した防災・避難体制を強化します。

### 【期待される効果】

子育てや介護などにおける町民同士の支えあい活動が活発になります。一人暮らし高齢者や障害者などに対して、災害時や緊急時に即応できます。

安心した子育て、安心した在宅生活が過ごせます。

交通事故や犯罪 ( 家庭内暴力、児童虐待などを含む ) を未然に防止します。

地域活動の活性化、地域コミュニティの再生が図られます。

( 注 ) 合力 ( こうろく ) とは、農村の自治社会の中で農作業や日常生活において、助け合いの精神のもとで行われてきた伝統的な集落の支援システムをいいます。

## ( 2 ) 郷土の再発見運動の推進 ( スロータウンの推進 )

### 【内容】

佐田岬全体の自然環境や歴史、風土に根ざした文化や生活の仕方を見つめ直し、先人の知恵や自然と共存して生きる喜びといった、郷土の尊い価値を再発見する運動を展開します。

### 【主な取り組み】

学校教育、生涯学習で、地域資源を活用した郷土の歴史、文化を学びます。

郷土の文化財や歴史、民俗資料などの収集・保存に、町民と協働して取り組みます。

町民及び都市住民に対して、農業・漁業体験活動の充実を図ります。

郷土に伝わる伝統的な文化の継承と創造に努めます。

### 【期待される効果】

町民一人ひとりに、郷土に対する誇りが育まれます。

町民同士の交流が活発になります。

地域資源の再発見と新しい文化の創造につながります。

町外出身者のUターン、古くて新しい生き方に憧れる方のIターンが進み、定住促進につながります。

### (3) 20分のまちづくり(スモールタウンの推進)

#### 【内容】

日常生活で頻繁に利用する場所(学校、診療所、公共施設、商店等)に、車を運転しない方でも、町内どこからでも近くて便利な環境づくり、概ね20分程度で行くことのできる交通環境の整備に取り組みます。

#### 【主な取り組み】

日常生活で頻繁に利用する場所を結ぶ、スクールバスと連携した町営バスの充実を図るとともに、新町において新たな住民の利便性を確保するため検討します。

主要幹線道路、生活道路の改良・整備を進めます。

公共施設や道路などのバリアフリー化(障害除去)を進めます。

公共的施設の適切な配置に努め、交流と賑わいの場づくりを進めます。

保健・福祉サービス、生涯学習講座などの事業を実施する際には、その事業目的に応じて、できる限り各集落で実施するよう努めます。

#### 【期待される効果】

だれでも気軽に、安心して外出することができます。

町民同士の活発な交流が図られます。

一人ひとりのきめ細かい健康維持・増進、個性に応じた生きがいづくりが図られます。

子どもからお年寄りまで、暮らしやすいまちとなります。

活発な交流の場づくりが商業などの活性化につながります。

## (4) 暮らし満足度の向上（高度情報タウンの推進）

### 【内容】

あらゆる年代における暮らし満足度の高いまちをめざして、まち全体で情報技術（IT）環境や八西CATVを活用した高度情報ネットワークのさらなる推進を図り、町民一人ひとりにおける生活の質の向上に取り組みます。

### 【主な取り組み】

#### （保健・医療・福祉分野）

安否確認、健康チェック、医療・福祉情報の提供など、一人暮らし世帯などへの自立支援、在宅福祉の充実を図ります。

基幹病院と診療所を結ぶ遠隔医療の実現に努めます。

#### （産業振興分野）

地理的な要因にとらわれない起業、女性の育児・介護と仕事の両立、高齢者や障害者などの社会参加の促進などを進めます。

#### （行政分野）

八西CATVを活用したネットワーク事業により、各種証明書自動交付、公共施設予約システムなどを進めます。

情報共有化の推進、インターネットを活用した「電子会議」の環境整備に努めます。

### 【期待される効果】

高齢者の健康寿命が延び、生涯現役の生き方が実現できます。

地域における医療環境の向上が図られ、安心のまちづくりが進みます。

多様な就労形態の実現、地域活動への参加など、これまではできなかった自分らしい生き方が発見・実現できます。

地域格差のない町民サービスが実施されます。

まちづくりにおいて、より幅広い町民参加が促進されます。

## ( 5 ) 多様なエネルギー資源の活用 ( クリーンタウンの推進 )

### 【内容】

多様なエネルギー資源を活用した地域産業の振興をめざして、風力発電や原子力発電の持つあらゆる可能性を探求するとともに、太陽光、波力、バイオマスなどの自然エネルギーの研究開発に取り組みます。

### 【主な取り組み】

風力発電による売電事業、公共施設や道路設備等への電力供給などを進めます。

自然エネルギー資源と原子力発電を組み合わせた、エネルギー産業の可能性を官民共同で研究します。

風力発電施設の周辺開発及び既存観光・交流施設との連携による、新たな観光・交流ネットワークを構築します。

自然エネルギーの活用に関する研究開発を官民共同で進めます。

地球環境にやさしい“クリーンタウン”のイメージづくりを進めます。

### 【期待される効果】

多様なエネルギー資源の研究開発に伴い、国内外との交流の活性化、エネルギー関連の新たな起業、就労機会の確保につながります。

観光・交流産業の活性化による財源（行政）の確保、施設維持費（経常経費）の縮減が図られます。

地球温暖化防止、資源循環の促進、環境意識の醸成など、地球環境の保全が図られます。

“安全&クリーン”の地域イメージが確立し、地場産品に対する信頼感の向上、交流の活性化につながります。

エネルギー資源を活用した教育により、環境やエネルギー技術に関する人材が育成されます。

## ( 6 ) 第 1 次産業の活性化 ( 元気タウンの推進 )

### 【内容】

新町の地域経済を支える産業の活性化に向けて、基幹産業である農業と水産業（漁業）における生産技術の研究開発と物産のブランド化を進めるとともに、これからの農業と水産業の多様な展開を研究していきます。

### 【主な取り組み】

専門的・先導的な研究を行う農業試験場（圃場）等の整備を図ります。中間育成施設を整備し、養殖漁業の開発を推進します。

アンテナショップ等の整備拡充、多様なメディアを活用した情報提供など、消費者に向けた物産の情報発信に積極的に取り組みます。

国内外との産業分野での交流を積極的に行います。

滞在型体験農業（グリーンツーリズム）、滞在型体験漁業（ブルーツーリズム）、学校での就業体験（インターンシップ）など、農業と水産業に親しむ多様な機会の拡充を図ります。

高齢者の知識・技術・経験を、学校や地域などで子ども達に伝えていきます。

公的機関や各種団体での女性の意思決定過程への参画を進め、多様な視点からの産業振興に努めます。

### 【期待される効果】

高齢化が進む就労者の負担軽減とともに、農業や水産業の生産性が向上します。

佐田岬を代表する産物のブランド化が進みます。

多彩な情報交換により、産業の活性化のきっかけになります。

農業や水産業（漁業）の担い手や後継者の確保・育成が図られます。

農業や水産業（漁業）の新たな振興策や活用策が、町民自身によって研究・実践され、自分たちの地域づくりにつながります。

# 第2編 建設計画（案）

## 序章 施策体系

### 【まちづくりの基本方針】

町民一人ひとりが“キラリと光る”まちづくり



### 【新町の将来像】

よろこびの風薫るまち いかた・せと・みさき

～佐田岬の自然に抱かれて、一人ひとりが心の豊かさを大切にするまち～



### 【まちづくりの目標】

### 【主要施策】

1. 生涯を安心して、自分らしく暮らせるまち（保健・医療・福祉）

健康づくりの推進

子育て支援の充実

高齢者福祉・障害者福祉の充実

地域福祉の推進

2. 郷土に誇りをもち、笑顔あふれる人が集うまち（教育・文化）

教育環境の向上

青少年健全育成の推進

生涯学習の充実

文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実

【まちづくりの目標】

【主要施策】

3. 快適で、温かいふれあいが広がるまち（定住環境・社会基盤・安全）

自然環境の保護と活用

良好な住環境の整備

着実な社会基盤の整備

防災・地域安全の推進

4. 海と山の恵みを生かし、ゆとりある暮らしのできるまち（産業振興）

農業・水産業の振興

観光・交流の振興

商工業の活性化と新産業の開発

5. 楽しく、にぎやかに、みんなで創るまち（協働・参画）

人権尊重のまちづくりの推進

地域間・国際交流の推進

コミュニティ活動の活性化

協働のまちづくりの推進

6. 明日に希望がふくらむまち（行財政運営）

効果的な行政の推進

健全な財政運営

広域行政の推進

# 第1章 分野別推進施策および主要事業

新町建設計画は、合併特例法第5条に「合併市町村の根幹となるべき事業を定めること」とあり、続いて、「合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、一体性の速やかな確立、住民福祉の向上、均衡ある発展に配慮する」と規定されています。

本章では法の主旨に基づき、新町で推進する取り組み（施策）の中で、新町内3地区の一体性を確立するための取り組み、地域の均衡ある発展を支える取り組み、合併効果を発揮するための取り組みを中心に掲載します。

したがって、これまで旧町で推進している事業内容を大きく変更せずに、新町でも継続して実施する事業については、本章に掲載がない場合でも、引き続き取り組んでいくものとします。

各主要施策の掲載内容は、次のとおりです。

【基本方針】	分野ごとの施策全体の方向性
【主な推進施策】	新町全体の視点が、特に重要となる取り組み 地域の均衡ある発展を支える取り組み 新町内3地区の一体性を確立するための取り組み 合併効果を発揮するための取り組み 等
【主要事業】	「主な推進施策」を具現化する事業

## 目標 1 生涯を安心して、自分らしく暮らせるまち

### 健康づくりの推進

#### 【基本方針】

子どもの健やかな成長・発達を支え、高齢になっても健康に暮らすことのできる環境づくりに向けて、保健・医療の充実とともに、学校や地域と一緒にあって高齢者や障害者の生きがいづくりを進め、町民一人ひとりの生活の質（ＱＯＬ）の向上を図っていきます。

#### 【主な推進施策】

生涯を通じて健康への関心を喚起する取り組みとともに、職員の技能向上や地域との協力体制の強化など、きめ細かい保健事業の全町的な実施に向けた3地区保健センター機能の充実を図ります。

安否確認、健康チェック、医療・福祉情報の提供など、一人暮らし世帯などへの自立支援、在宅福祉の充実を図ります。

周産期及び小児医療、救急医療、高度医療などに対応する適切な医療を、住み慣れた地域で受けることができる地域医療体制の充実に向けて、3地区診療所の機能充実と適正配置を図ります。

基幹病院と診療所を結ぶ遠隔医療の実現に努めます。

町民一人ひとりの状態に応じ、一貫した質の高い保健・医療・福祉サービスを提供するため、3地区の保健センターと診療所をはじめ、町内の保健・医療・福祉機関同士の情報共有を進めるとともに、八幡浜広域医療圏における連携強化を図ります。

生涯学習、文化・スポーツ、教育、産業分野と連携し、一人ひとりの健康寿命の延伸に向けて取り組みます。

### 子育て支援の充実

#### 【基本方針】

いつの時代でも“子どもは社会の宝”です。少子化時代を迎え、新町で生まれ育つ子どもがひとりでも多くなるよう、保育を中心に安心できる子育て環境の充実を図り、子育て世代の定住促進と新町の未来を託す人づくりにつなげます。

### 【主な推進施策】

就学前児童の健全育成を支える保育環境の向上をめざし、保育施設の適正規模と適正配置に努めながら、多様な保育サービスの実施と保育施設の子育て支援の充実を図ります。

就学児童の健全育成を支援するため、各種施設を有効に利用し、ボランティアによる放課後児童クラブの実施場所を拡大するとともに、3地区の体制整備を図っていきます。

子育て家庭を応援し、子育てに係る経済的負担を少しでも和らげるため、経済支援の充実を図ります。

## 高齢者福祉・障害者福祉の充実

### 【基本方針】

長期化した高齢期を、健康で明るくいいきと生きがいを持って、自立した生活を送ることができるよう、地域における生きがいづくりや積極的な社会参加を促進する事業の推進を図ります。

また、介護を要する高齢者や障害者に対しては、できる限り生活の質（QOL）を高めることが大切なことから、在宅介護支援センターを中心とした地域ケア体制の強化による在宅支援の充実とともに、地域の協力のもと、自立生活に向けた支援の充実を図ります。

### 【主な推進施策】

高齢者の生きがいと健康づくりのための施策の推進や、老人クラブ等の活動による社会参加を推進するとともに、生涯学習等における各種施策の充実を図ります。

要介護高齢者や障害者、介護家庭への支援に向けて、基幹型在宅介護支援センターの設置と3地区の在宅介護支援センターの機能充実を図ります。

在宅介護支援サービスの充実に向けて、福祉サービス事業を身近な地域で実施します。また、既存保健福祉施設を有効に利用しながら、在宅介護を支援する施設の充実を図ります。

介護を要する高齢者の希望に応え、適切な介護保険サービスが提供できるよう、特別養護老人ホームなど介護関連施設の基盤整備について、地域の状況に応じた整備を図ります。

障害者の自立支援に向けて、就労技能を身に付ける授産施設とともに、就労機会を確保する小規模作業所の拡充整備を図ります。

## 地域福祉の推進

### 【基本方針】

少子化・高齢化が進み、後期高齢者と一人暮らし高齢者世帯の増加が予想されます。

来るべき高齢社会に備え、佐田岬に伝わる身近な地域で支えあう習慣＝地域福祉＝を復活し、地域における福祉人材(マンパワー)の育成とボランティア活動の活性化を図るとともに、あらゆる面で人に優しいまちづくり(ノーマライゼーションの社会)を進めます。

### 【主な推進施策】

支えあうまちづくりを一層進めるため、福祉教育や多世代交流などを通じて、町民のボランティア意識を醸成しながら、地域福祉に大きな役割を果たす各地区でのボランティアグループの育成に努めるとともに、ボランティア活動の活性化に向けた活動機会の提供に努めます。

地域福祉推進の中心となる社会福祉協議会の組織体制の充実を図ります。

【目標 1 生涯を安心して、自分らしく暮らせるまち】主要事業

(単位：百万円)

主要施策	主要事業	5年間の概算事業費
健康づくりの推進	総合データバンク事業	6
	健康づくり推進事業	112
	はり、きゅう、マッサージ助成	38
	3地区保健センターの連携強化	-
	各診療所の機能充実及び連携強化	-
子育て支援の充実	出産祝い金等の支給	46
	保育所の機能充実	-
高齢者福祉・障害者福祉の充実	特別養護老人ホーム施設整備事業	90
	地域分散型サテライト体制推進事業	40
	亀ヶ池温泉施設整備	1,530
	小規模通所授産施設整備	36
	老人クラブ等の活動支援	50
	高齢者の生きがい・健康づくりの施策推進	134
	基幹型在宅介護支援センターの設置と各センターの機能充実	20
地域福祉の推進	社会福祉協議会の組織体制整備	-
	ボランティアグループの育成	2

## 目標 2 郷土に誇りをもち、笑顔あふれる人が集うまち

### 教育環境の向上

#### 【基本方針】

児童・生徒一人ひとりを大切にする、小・中・高校で一貫した教育を実践し、社会で幅広く活躍する人材育成と能力の養成を図ります。

また、少子化に対応する学校規模の適正化とともに、地域に開かれた学校づくり（学社融合）を進めるなど、新町全体として教育環境の平等化と向上を図ります。

#### 【主な推進施策】

新町の教育理念を確立し、小・中学校及び県立三崎高等学校の連携を一層強化します。

児童・生徒一人ひとりに、「生きる力」と「豊かな心」が育まれるよう、複数名指導（ティームティーチング：TT）の拡充と教職員の創意工夫による、わかりやすい授業を実践します。

佐田岬の歴史・文化・人材、エネルギー施設、高度情報基盤など、地域資源を活用した体験学習の実施、これからの時代に必要な環境教育と情報教育の充実、海外研修事業や外国語補助教諭（ALT）派遣による国際感覚の養成と語学教育の実施、食育（食を通じた健康教育等）や部活動を通じた心身の健康づくりを推進します。

児童・生徒一人ひとりを大切にする教育環境づくりに向けて、地区との十分な協議のもと、学校規模の適正化を進めます。また、通学時の安全確保と児童・生徒への負担軽減のため、町内交通体系との整合を図りながら、スクールバスを運行します。

学校給食体制の効率化に向けて、瀬戸町給食センターの三崎町へのエリア拡大を図ります。

## 青少年健全育成の推進

### 【基本方針】

次代を担う青少年がいきいきと健やかに成長する環境づくりに向けて、家庭・学校・地域・各種団体とのつながりを一層強めながら、青少年が参加する多様な活動プログラム(スポーツ、地域行事など)の実践、青少年の居場所づくり、有害な社会環境の浄化など、青少年健全育成活動の充実を図ります。

### 【主な推進施策】

青少年が地域で楽しみ集う機会の創出に向けて、各地区の施設(公民館、体育館、グラウンドなど)の機能拡充とともに、生涯学習センターの整備を進めます。

## 生涯学習の充実

### 【基本方針】

子どもから高齢者までの知的探究心に応じる学習環境づくりに向けて、公民館を中心とした地域との協力・連携体制を強化し、町民同士の一体感の醸成、青少年の健全育成、高齢者や障害者の生きがいづくり、地域リーダーの育成など、まち全体に効果が波及する生涯学習活動の活性化に努めます。

### 【主な推進施策】

佐田岬の自然・歴史・文化など地域資源を活用し、子どもから高齢者までの知的探究心に応じた多様な学習プログラムを実施します。

町民の学習活動を支える環境整備に向けて、地域ごとの公民館の整備・拡充を図るとともに、新たな生涯学習・情報交流拠点となる生涯学習センターを整備します。

町民の自主的な活動である生涯学習活動を通じて、地域づくりの中心となる地域リーダーを育成します。

## 文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実

### 【基本方針】

文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実を図り、郷土への深い造詣を基礎とした、まち全体の連帯感の醸成を図ります。

佐田岬半島の歴史や伝統を、郷土独自の文化として大切に守り、後世に伝えていくために、地区の祭りや行事から、貴重な文化財、文化芸術活動まで、郷土文化の継承と新しい文化の創造に取り組んでいきます。

また、町民同士の交流や健康増進につながるスポーツ・レクリエーション活動の活性化に向けて、活動しやすい環境づくりと指導体制の充実を進めます。

### 【主な推進施策】

文化財や民俗資料などの収集・保存を進めるとともに、貴重な歴史を後世に伝える杜氏資料館と佐田岬歴史民俗資料館を整備します。

まちの新たな魅力づくりに向けて、郷土の尊い価値を再発見する運動である「地域資源の大発見運動」を、地区ごとに展開します。

郷土文化の融合や地区同士の交流を図り、新町の新しい文化・伝統の創造に努めます。

町民が身近で気軽に活動できるよう、学校施設の開放、スポーツ・レクリエーション施設の機能拡充を図ります。

【目標 2 郷土に誇りをもち、笑顔あふれる人が集うまち】主要事業

(単位：百万円)

主要施策	主要事業	5年間の概算事業費
教育環境の向上	小中学校校舎等改修整備（耐震補強事業等）	517
	小学校プール改築事業	87
	スクールバス整備	15
	臨時教諭複数名指導（TT）及び外国語補助教諭（ALT）体制の拡充	195
	体験学習等の活動支援	209
青少年健全育成の推進	生涯学習センターの整備	1,100
	青少年の健全育成事業	6
生涯学習の充実	生涯学習センターの整備（再掲）	1,100
	生涯学習プログラムの充実	12
	地域リーダーの育成	5
文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実	町民ギャラリーの整備	500
	スポーツ・レクリエーション活動の充実	37
	地域資源の大発見運動の実施	7

## 目標 3 快適で、温かいふれあいの広がるまち

### 自然環境の保護と活用

#### 【基本方針】

これまで、そしてこれからも、佐田岬半島の自然の恵みと共に暮らしていくために、町民の高い環境保全意識のもと、環境に配慮した社会基盤の整備を進め、なによりも大切なこの豊かで美しい自然環境を守ります。

同時に、自然環境を地域最大の資源として、新公園の整備や多様な自然エネルギーの活用など、まちの新たな魅力づくりに取り組みます。

#### 【主な推進施策】

新町にある瀬戸内海国立公園と佐田岬半島宇和海県立自然公園に係る地域の環境保全に努めます。

豊かな自然環境の保全と良好な住環境の両立を図るため、新町の土地利用計画(ゾーニング)に基づき、自然と調和した土地利用の推進とともに、道路や公共的施設など計画的な社会基盤整備と適正配置を図ります。

レッドウィングパークや瀬戸町農業公園、海岸線に点在する海水浴場など、それぞれの特徴を生かした体験型・親自然型レクリエーション機能の強化を図り、佐田岬半島の自然環境に親しむことのできる交流の場としての活用を図ります。

佐田岬半島の自然環境資源を活用した風力発電事業を推進するとともに、魅力ある新公園(せと風の丘パーク周辺地区、亀ヶ池周辺地区)の整備を進めます。

### 良好な住環境の整備

#### 【基本方針】

恵まれた自然環境と調和した住環境の創出に向けて、すべての人が暮らしやすい住宅及び住宅地の供給とともに、上下水道施設や斎場など、生活に欠かすことのできない生活環境施設の効率的な整備を進めます。

また、一人ひとりの環境保全意識に支えられた資源リサイクル(再生利用)や自然エネルギーの利活用を進めることで、快適で質の高い“クリーン”なイメージをもつまちづくりにつなげます。

#### 【主な推進施策】

町内外からの定住促進に向けた住宅政策として、計画的な公営住宅の新設と建て替えを進めます。また、長期的な需要動向を踏まえた宅地分譲地開発、民間事業者と協力した別荘地開発を進めます。

ボランティアや地区の協力による、まち全体の環境美化を一層進めるため、団体同士の交流や全町で環境イベントなどを実施します。

資源ごみリサイクルシステムの構築に向けて、ゴミ分別の徹底と生ゴミの堆肥処理化を進めるとともに、老朽化したゴミ焼却場の解体と最終処分場整備を、町民との十分な協議の踏まえて取り組みます。周辺海域環境の水質保全と良好な住環境を形成するため、下水道の計画的な整備、漁業集落排水の整備、浄化槽設置の普及促進など、地域の実情に合わせた排水処理施設の整備を進めます。

現存する3箇所の火葬場について、当分の間は現施設を使用しますが、老朽化に伴う新設の際は、瀬戸町と三崎町の施設を統合し、新たに整備します。

### 着実な社会基盤の整備

#### 【基本方針】

高齢社会への対応と長期的なまちの発展に欠かせない社会基盤整備として、九州、四国、西日本との広域連携を視野に入れた幹線道路、生活の利便性を支える生活道路網の計画的な整備、町内公共交通体系の充実、港湾機能の整備を進めます。なお、整備の際にはバリアフリー化(障害の除去)に配慮します。

また、地域の活性化や満足度の高いまちづくりを進めるため、高度情報通信ネットワークの活用を図ります。

#### 【主な推進施策】

広域的な連携・交流の拡大と、新町の一体性確保と利便性の向上を

図る基盤として、一般国道197号（佐田岬メロディーライン）の改良と佐田岬灯台への県道延伸と、国道、集落、交流・レクリエーション拠点を結ぶアクセス道路の整備を、関係機関と連携して進めます。九州への四国の玄関口として三崎港の機能充実を進めるとともに、機能に応じた港湾施設整備を進めます。

通学、通院、拠点施設の利用、交流の拡大など、利便性の高い生活環境に向けて、スクールバスと連携した3地区内の拠点施設を結ぶ既存の町営バスの充実を図るとともに、新町における新たな住民の利便性を確保するため検討します。

満足度の高いまちづくりに向けて、教育、産業振興、保健・医療・福祉、生涯学習、地域づくり、行政運営など、生活のあらゆる分野で八西CATVの利活用を図ります。

## 防災・地域安全の推進

### 【基本方針】

少子高齢社会において、いつまでも安心して暮らすことのできるまちとして、台風、地震、火事など災害による被害を最小限に抑える災害に強いまちづくりを進めます。

また、町民や地域、関係機関と連携し、防災、消防救急、交通安全、防犯など、地域の安全を守る高い意識と体制の強化を図ります。

### 【主な推進施策】

災害に強いまちづくりに向けて、急傾斜地の崩壊防止、海岸侵食被害の防止に向けた海岸保全事業等を、町民の協力を得ながら着実に実施します。

暮らしの安全を確保するため、新町において、新たな防災計画及び原子力防災計画を策定します。

地域におけるきめ細かい防災体制づくりの強化に向けて、各地区の消防団活動の強化とともに、防災行政無線の整備・拡充、高齢化に対応した緊急時への対応、町内の危険箇所等の確認を行うなど、災害時の避難体制の強化を図ります。

【目標 3 快適で、温かいふれあいの広がるまち】主要事業

(単位：百万円)

主要施策	主要事業	5年間の概算事業費
自然環境の保護と活用	自然と調和した土地利用計画の策定	2
良好な住環境の整備	公共下水道整備	5,011
	漁業集落環境整備	800
	簡易下水道整備	130
	特定地域生活排水処理整備	541
	合併浄化槽整備	130
	新町下水道化計画の策定	3
	公営住宅の整備	450
	廃棄物処理施設整備	154
	上水道拡張整備事業	105
着実な社会基盤の整備	町道の整備	1,851
	河川改修整備	100
	港湾等改修整備	1,757
	町営バス等運行の調査・研究	2
防災・地域安全の推進	公共施設耐震診断及び改修	40
	がけ崩れ防災対策	30
	消防施設整備	41
	消防団体制の統合整備	15
	防災行政無線の統合整備	30
	八西CATVの有効活用	10

【県事業】

主要施策	主要事業	概算事業費
自然環境の保護と活用	県営中山間地域総合整備事業	968
	海岸保全整備	
着実な社会基盤の整備	県道鳥井喜木津線道路改良	12,547
	県道佐田岬三崎線道路改良	
	三崎港湾改修等	
	河川整備	
	国道197号拡幅整備	
	半島代行事業	
防災・地域安全の推進	治山事業	1,530
	地すべり対策事業	
	急傾斜地崩壊事業	
	砂防事業	

## 目標 4 海と山の恵みを生かす、ゆとりある暮らしのまち

### 農業・水産業の振興

#### 【基本方針】

自然環境保全と産業の活性化の両立をめざし、農業及び水産業の持続可能な振興に向けて、競争力のある高品質な農水産物の生産とブランド化に取り組むとともに、関係機関と一体となって、時代を先取りした生産・流通の強化に取り組みます。

#### 【主な推進施策】

“安全・安心・おいしい”農産物の供給量の拡大に向けて、ハウス栽培や生産団地の促進、農道、園内道、単軌道等の基盤整備、光センサー・選果機の導入による生産基盤の強化を図ります。

意欲的な農業者育成と経営体制の強化を図るため、農地バンク及び人材バンクの設置、ファームサービス事業による集団生産体制の拡大を図ります。また、新規就農を希望する方を支援する農業インターン事業の充実を図ります。

生産技術の向上と専門的・先導的な研究開発を行うため、農業試験場（圃場）等の整備を図ります。

資源管理型漁業の振興のため、魚礁の整備を進めます。また、養殖漁業の開発及び中間育成施設の整備を進め、持続可能な水産業の振興を図ります。

3地区の港湾や漁港施設の機能を明確にした上で、機能に応じた計画的な整備を進めます。

佐田岬を代表する製品のブランド化を図るとともに、農業・畜産・漁業産物を活用した、多彩な特産品の開発・商品化を進めます。

市場をはじめ、インターネットによる直接取引、宿泊施設や学校給食での地場産品の活用など、時代に応じた流通・販売の多角化を進めます。また、アンテナショップ等の整備拡充、多様なメディアを活用した情報提供など、消費者に向けた物産の情報発信に積極的に取り組めます。

## 観光・交流の振興

### 【基本方針】

観光・交流の振興によるまちの活性化に向けて、“風のまち”というイメージの確立とともに、佐田岬半島の魅力を引き出す観光・交流資源の拡充を図ります。

また、豊かな自然環境に親しむことのできる体験型観光・交流活動を中心に、“ふれあい”を大切にした交流活動の着実な浸透を図ります。

### 【主な推進施策】

新町の観光・交流のシンボルである佐田岬灯台及び周辺地区を重点的に整備します。

新たな観光・交流拠点として、佐田岬半島の自然資源を生かしたせと風の丘パーク周辺地区と亀ヶ池周辺地区の整備とともに、情報・交流拠点となる「道の駅」や「海の駅」等の整備、アンテナショップ等の整備拡充を図ります。

観光・交流の活性化に向けて、新たに地域イベントの開催をはじめ、風力発電施設の周辺開発及び既存の観光・交流施設と連携し、新たな観光・交流ネットワークを構築します。

滞在型体験農業（グリーンツーリズム）、滞在型体験漁業（ブルーツーリズム）、学校での就業体験（インターンシップ）など、佐田岬半島の生活に親しむ多様な機会の拡充を図ります。

## 商工業の活性化と新産業の開発

### 【基本方針】

まちの活気と賑わいを支える商工業の振興に努めるとともに、高度情報基盤や自然エネルギーといった地域特性を活用した新たな産業振興に向けて、町民や関係機関と連携しながら、積極的に取り組んでいきます。

### 【主な推進施策】

中小企業や商店の活性化に向けて、商工会等と連携した経営支援を推進します。

企業の進出を促進するため、企業用地を整備します。

風力発電による売電事業とともに、自然エネルギーを活用した新たなビジネス展開の研究や自然エネルギーの活用に関する研究開発を官民共同で進めます

整備されている高度情報基盤を活用した在宅就労（SOHO）をはじめ、農業・水産業と連携した商品開発、農水産物の新しい栄養や効能等の研究など、地域産業の複合化による新たな事業展開を促進します。

【目標 4 海と山の恵みを生かす、ゆとりある暮らしのまち】主要事業

(単位：百万円)

主要施策	主要事業	5年間の概算事業費
農業・水産業の振興	光センサー選果機導入事業	756
	農業基盤整備 (農道、園内道、単軌道等)	1,098
	農産物集出荷貯蔵施設、低温貯蔵庫整備	25
	新山村振興等農林漁業特別対策事業	210
	農業公園グレードアップ事業	150
	漁港の整備	3,115
	魚礁の整備	257
	水産倉庫整備	28
	資源培養推進施設整備等	88
	中山間地域等直接支払交付金事業	48
	農地バンク及び人材バンクの設置	20
	定住促進支援事業の拡充	20
	物産のブランド化及び観光物産品の開発	20
	後継者の育成	11
観光・交流の振興	亀ヶ池周辺地区整備(再掲)	1,530
	高原観光ルート整備 (地域間交流整備)	180
	佐田岬灯台周辺整備	290
	海の駅整備	500
	海水プール整備	27
	観光施設グレードアップ事業	60
	地域イベント等の開催	25
	体験型交流事業(グリーン・ブルーツーリズム等)の推進	10

商工業の活性化と 新産業の開発	風力発電事業の推進	300
	商工団体と連携	104
	自然エネルギーの官民研究費	10

【県事業】

主要施策	主要事業	概算事業費
農業・水産業の振 興	県営中山間地域総合整備事業 (佐田岬半島西)	2,834
	県営畑地帯総合整備事業 (三崎北第二地区)	
	佐田岬漁港 広域漁港整備事業	

## 目標 5 楽しく、にぎやかに、みんなで創るまち

### 人権尊重のまちづくりの推進

#### 【基本方針】

社会的身分、門地、性別などにかかわらず、一人ひとりの個性と能力を存分に発揮できる社会の実現に向けて、お互いを尊重し合う心の醸成とともに、住民・地域・事業者・行政が一体となって、まち全体で人権尊重のまちづくりの推進に取り組みます。

#### 【主な推進施策】

人権尊重のまちづくりを進めるため、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解消を目指すため、人権教育・啓発を総合的に推進します。

各種審議会等への女性登用や女性団体の活動支援など、多様な視点から男女共同参画のまちづくりに努めます。

### 地域間・国際交流の推進

#### 【基本方針】

世界中で活躍する人材を輩出している新町では、多方面のネットワークを駆使し、21世紀に活躍する人づくりとまちづくりにつながる、町民が主体となった交流活動を推進します。

#### 【主な推進施策】

地域間交流の活発な展開を図るため、農業・漁業体験やエネルギー施設をはじめ、佐田岬半島の多彩な地域資源を活用し、ボランティア団体等を中心に、県内外地域との多様な交流を促進します。

国際感覚溢れる人材育成と地域づくりに向けて、中学生海外ホームステイの実施や外国学生の受け入れなど、積極的な国際交流活動を

推進します。

国際交流活動の活性化に向けて、国際交流協会の組織体制の強化と国際交流員（CIR）体制の拡充を図ります。

## コミュニティ活動の活性化

### 【基本方針】

自治会活動やボランティア活動など、町民主体のコミュニティ活動の活性化を図り、暮らしを支える地区を町民自身の力で創り上げていきます。

また、活発なコミュニティ活動を支えるため、個性的な地域づくりの中心となる人材の育成を図ります。

### 【主な推進施策】

町民の主体的な地域づくりを推進するため、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という自治意識の高揚とともに、自治会体制の充実を図ります。

多彩なコミュニティ活動を支援するため、相談及び情報交流の拠点組織を設置します。また、活動の拠点となるよう各地区公民館の機能充実を図ります。

地域づくりの活性化を促す団体同士の交流や研修機会の拡充を通じて、地域リーダーの育成に努めます。

## 協働のまちづくりの推進

### 【基本方針】

学校教育、生涯学習、地域福祉、環境保全、観光・交流など、生活に身近な分野の公益的活動を、町民、自治会、ボランティア、民間事業者、行政と一緒に、自分たちの力で自分たちのまちを創造する、協働のまちづくりに取り組んでいきます。

### 【主な推進施策】

町民、自治会、ボランティア、民間事業者などと協働体制を整える

ために、情報公開の徹底と広報・広聴活動の強化を図ります。  
 社会資本の民間事業化（PFI方式）やボランティア団体への事業委託など、民間活力の積極的な導入を図ります。

【目標 5 楽しく、にぎやかに、みんなで創るまち】主要事業

（単位：百万円）

主要施策	主要事業	5年間の概算事業費
人権尊重のまちづくりの推進	人権・同和教育の推進	40
	女性団体への活動支援	4
地域間・国際交流の推進	ホームステイ・外国学生の受け入れ	32
	国際交流協会の組織体制の強化	20
	国際交流員（CIR）体制の拡大	25
コミュニティ活動の活性化	コミュニティ施設整備	140
	自治会体制の充実	43
	コミュニティ活動・ボランティア等の支援	5
協働のまちづくりの推進	新町記念式典及びイベントの開催	10
	新町の広報事業 （町章・町歌・PRビデオ等）	20
	地域審議会の設置（検討）	-

## 目標 6 明日に希望がふくらむまち

### 効果的な行政の推進

#### 【基本方針】

合併のスケールメリットを生かし、機能的な組織運営と効果的な行政運営を進めます。また、各地区の均衡ある発展に向けて、庁舎機能の充実と職員の能力向上に努めます。

#### 【主な推進施策】

町民の主体的な地域づくりを推進するため、まちづくり全体における各地区自治活動と行政の役割を明確にした上で、地区自治制度の拡充を図ります。

行政サービスの適正化を図るため、政策や事業の効率・効果について評価を行う、行政評価制度の導入を町民参画のもとで進めます。

行政が実行する事務事業の統廃合及び整理、事務事業の民間委託の推進、補助金等の適正化など、目的に応じた効率的な事業執行に努めます。

職員について、適正な定員管理と適正配置に努めながら、政策立案能力と職務遂行能力を備えた総合的な行政能力の向上を図ります。

各種証明書自動交付、公共施設予約システムなどを進めます。

情報共有化の推進、インターネットを活用した「電子会議」等の環境整備に努めます。

### 健全な財政運営

#### 【基本方針】

新町の将来像の実現に向けて、財源の計画的な配分と重点的な財政投資を行い、持続的な発展の基礎となる財政基盤の強化を図ります。

#### 【主な推進施策】

合併効果を最大限に生かし、義務的経費、経常的経費の合理化、適正化を図り、財政の健全性を確保します。

事務事業の効率化とスリム化を進め、経常経費などの節減を図ります。

受益と負担の公平性に配慮しながら、財源の確保に努めます。

職員の定員管理や事務経費の削減とともに、事業効果、優先度、他事業との整合性などの観点から事業の重点化を図り、健全な財政運営に積極的に取り組みます。

## 広域行政の推進

### 【基本方針】

生活圏の広域化や町民ニーズの多様化・高度化などに対応した効率的な行政運営を図るため、県や周辺市町村と連携した施策を展開する広域行政機能の充実に努めます。

### 【主な推進施策】

総合調整機能を担う広域行政推進体制の充実に構成自治体とともに努め、広域で取り組む事業の総合的な展開を図ります。

現行の広域事業内容を精査し、より効果的な事業組織（一部事務組合）の構築に努めます。

### 【主要事業】

（単位：百万円）

主要施策	主要事業	5年間の概算事業費
効果的な行政の推進	総合的施策の推進 （各種基本構想・基本計画の作成）	40
	町有財産整備事業 （公共施設の施設管理、使用状況変更経費）	90
	事務事業の統廃合整理	-
広域行政の推進	広域行政事務組合の活用	-

## 第2章 新町における愛媛県事業の推進

愛媛県は、新町と十分な連携を保ちながら、「よるこびの風薫るまち いかた・せと・みさき」を実現するための取り組みを積極的に支援します。また、新町建設計画の最大限の効果を導くため、住民を主体として、県及び関係機関等との緊密な連携と協力体制の確立に努めます。

愛媛県は、新町の施策と連携しながら、以下に掲載する事業を実施していくことにより、新町のまちづくりを積極的に支援していきます。

町づくりの目標	主要事業	事業の内容	概算事業費
快適で、温かいふれあいの広がるまち	県営中山間地域総合整備事業（公園等）	伊方地区 農村公園、生態系保全施設	15,045
	急傾斜崩壊事業	瀬戸地区山留擁壁工他1箇所	
	県道鳥井喜木津線道路改良	伊方地区・瀬戸地区・三崎地区幅員等の改良	
	県道佐田岬三崎線道路改良	三崎地区幅員等の改良	
	三崎港湾改修等	防波堤、岸壁、旅客ターミナル整備	
	河川整備	三崎大川護岸工整備	
	国道197号拡幅整備	三崎地区幅員改良	
	半島代行事業	三崎地区町道ミノコシ正野谷線道路改良	
	治山事業	瀬戸地区（塩成）	
	地すべり対策事業	足成南地区他9箇所	
	砂防事業	瀬戸地区（三机）	
	海岸保全整備	伊方地区他2箇所	
	県営中山間地域総合整備事業（佐田岬半島西）	瀬戸地区 農業用排水施設、集落道整備、農村公園、市民農園、休憩施設 三崎地区 農業用排水施設、農道整備	

海と山の 恵みを生 かす、ゆと りある暮 らしのま ち	県営畑地帯総合整備事業 (三崎北第二地区)	三崎地区畑かん施設	2,834
	佐田岬漁港 広域漁港整備 業	防波堤、岸壁整備	

## 第3章 公共的施設の適正配置

### (1) 基本方針

公共的施設の適正配置にあたっては、新町全体の均衡ある発展を前提に、新町の将来展望を踏まえつつ、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、また、現在の公共的施設の有効利用と新町の財政事情を考慮しながら、計画的な適正配置を進めていきます。

適正配置及び統合整備の検討にあたっては、町内の地域バランスや住民の利便性を基本に、地域づくりやコミュニティ活動における機能、施設の安全性や維持管理状況などを総合的に勘案し、住民との十分な協議をもとに進めることとします。

### (2) 町役場（庁舎）

新町の事務所は現在の伊方庁舎を本庁とします。

現在の瀬戸庁舎・三崎庁舎は新町の総合支所とし、3庁舎の連携を図りながら、新町全体の均衡ある発展を支えていきます。

なお、町民の利便性の向上と行政運営の合理化・迅速化を図るため、情報共有を推進し、各種電子システム等を活用した電子自治体づくりを進めます。

### (3) その他施設

新町全体の均衡ある発展という方針のもと、「よるこびの風薫るまち いかた・せと・みさき」を展望しながら、地域づくりやコミュニティ活動の活性化、町内の一体性の確保、都市住民との交流拡大、安心できる暮らしの実現、少子高齢社会に対応した教育環境などにおいて、住民や関係機関との十分な協議を踏まえた上で、施設の適正な配置に努めます。

## 第4章 財政計画

財政計画は、平成17年度から平成26年度までの10年間についての普通会計（公営企業会計以外の会計をまとめたもの）として策定しました。なお、歳入・歳出の前提条件は次のとおりです。

### 【歳入】

#### （1）地方税

町税については、現行の税制度を基本として、これまでどおり歳入を見込んでいます。

#### （2）地方交付税

普通交付税については将来人口の推計を考慮し、合併による算定の特例により計上しています。特別交付税については、国の財政支援措置を見込んでいます。

#### （3）国庫支出金・県支出金

平成14年度を基本に、新町建設計画事業分及び合併に係る財政支援分を加えて見込んでいます。

#### （4）地方債

既存の地方債及び新町まちづくり計画における合併特例債を見込んでいます。

### 【歳出】

#### （1）人件費

合併後の退職者と採用者数の調整等により、一般職員の人件費の削減と合併に伴う特別職等の減を見込んでいます。

#### （2）物件費

過去の実績等を参考に見込んでいます。

#### （3）扶助費

過去の実績等を参考に見込んでいます。

#### （4）補助費等

過去の実績等を参考に見込んでいます。

(5) 公債費

既存地方債償還予定額に、合併以降の新町建設計画事業等に伴う新たな地方債に係る償還見込額を加えた金額を見込んでいます。

(6) 繰出金

各町ごとの事業特別会計への繰出金について、各会計を積算した推計による必要額を見込みます。

(7) 普通建設事業費

新町建設計画及び計画事業以外の普通建設事業を見込んでいます。

## 前期（平成17年～21年度）

### （1）歳入

（単位：百万円）

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
地方税	2,985	2,823	2,660	2,507	2,369
地方譲与税	112	112	112	112	112
利子割交付金	10	10	10	10	10
地方消費税交付金	98	98	98	98	98
自動車取得税交付金	50	50	50	50	50
地方特例交付金	37	37	37	37	37
地方交付税	2,919	2,752	2,737	2,750	2,901
普通交付税	2,598	2,447	2,448	2,475	2,640
特別交付税	321	305	289	275	261
交通安全対策特別交付金	2	2	2	2	2
分担金及び負担金	61	58	54	53	54
使用料及び手数料	170	170	170	170	170
国庫支出金	1,546	1,764	1,825	1,674	1,271
県支出金	793	786	715	665	656
財産収入	12	12	12	12	12
寄附金	0	0	0	0	0
繰入金	70	70	70	70	70
諸収入	147	147	147	147	147
地方債	3,344	1,851	1,589	1,452	1,435
合計	12,356	10,742	10,288	9,809	9,394

### （2）歳出

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
人件費	2,213	2,213	2,093	1,939	1,745
扶助費	373	373	373	373	373
公債費	1,523	1,530	1,551	1,554	1,599
物件費	1,435	1,413	1,428	1,430	1,448
維持補修費	72	72	72	72	72
補助費等	1,530	1,530	1,530	1,530	1,530
繰出金	714	763	782	791	795
積立金	156	156	156	156	156
投資・出資・貸付金	32	32	32	32	32
普通建設事業費	4,308	2,660	2,271	1,932	1,644
災害復旧事業費	0	0	0	0	0
予備費	0	0	0	0	0
合計	12,356	10,742	10,288	9,809	9,394

## 後期（平成22年～26年度）

### （1）歳入

（単位：百万円）

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地方税	2,244	2,130	2,027	1,934	1,849
地方譲与税	112	112	112	112	112
利子割交付金	10	10	10	10	10
地方消費税交付金	98	98	98	98	98
自動車取得税交付金	50	50	50	50	50
地方特例交付金	37	37	37	37	37
地方交付税	2,973	2,736	2,810	2,868	2,941
普通交付税	2,725	2,500	2,586	2,655	2,739
特別交付税	248	236	224	213	202
交通安全対策特別交付金	2	2	2	2	2
分担金及び負担金	49	52	47	49	49
使用料及び手数料	170	170	170	170	170
国庫支出金	1,176	1,272	1,090	1,029	1,036
県支出金	603	520	524	484	472
財産収入	12	12	12	12	12
寄附金	0	0	0	0	0
繰入金	70	70	70	70	70
諸収入	147	147	147	147	147
地方債	1,364	1,244	1,253	1,299	1,330
合計	9,117	8,662	8,459	8,371	8,385

### （2）歳出

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人件費	1,705	1,648	1,497	1,481	1,346
扶助費	373	373	373	373	373
公債費	1,567	1,556	1,568	1,507	1,563
物件費	1,463	1,479	1,494	1,510	1,526
維持補修費	72	72	72	72	72
補助費等	1,530	1,530	1,530	1,530	1,527
繰出金	806	804	814	806	804
積立金	156	156	156	156	156
投資・出資・貸付金	32	32	32	32	32
普通建設事業費	1,413	1,012	923	904	986
災害復旧事業費	0	0	0	0	0
予備費	0	0	0	0	0
合計	9,117	8,662	8,459	8,371	8,385

## その他

合併目標期日について

### 1 確認されている合併の時期について

【平成15年1月14日確認の内容】

合併の目標期日を平成16年10月1日までとする。なお、合併期日については、あらためて協議する。

- ・新町建設計画の事前協議等、これからの作業期間との関係上、10月1日までの合併は困難な状況となっています。  
よって、合併の目標期日の延期を検討する必要があります。

### 2 合併期日に関する検討の視点

市町村の合併の特例に関する法律の期限（平成17年3月31日まで）

- ・第27次地方制度調査会「今後の地方自治制度のあり方についての中間報告」より

#### 3 合併特例法期限到来後における分権の担い手としての基礎的自治体

##### (1) 平成17年4月以降の合併推進の手法

現行の合併特例法の失効（平成17年3月31日）後は、新しい法律を制定し一定期間さらに自主的な合併を促すこととする。この法律は、合併に関する障害を除去するための特例を中心に定め、現行法のような財政支援措置はとらないものとする。

なお、現行の合併特例法は延長しないことを前提に、平成17年3月31日までに関係市町村が当該市町村議会の議決を経て都道府県知事への合併の申請を終えたものについては、合併特例法の財政支援等を引き続き適用する旨の経過規定を置くものとする。

市町村長、町議会議員の選挙の時期

合併協議の進捗状況や、合併準備等の作業期間

合併後の新市町村における予算編成スケジュール等

電算システムのスムーズな稼働スケジュール

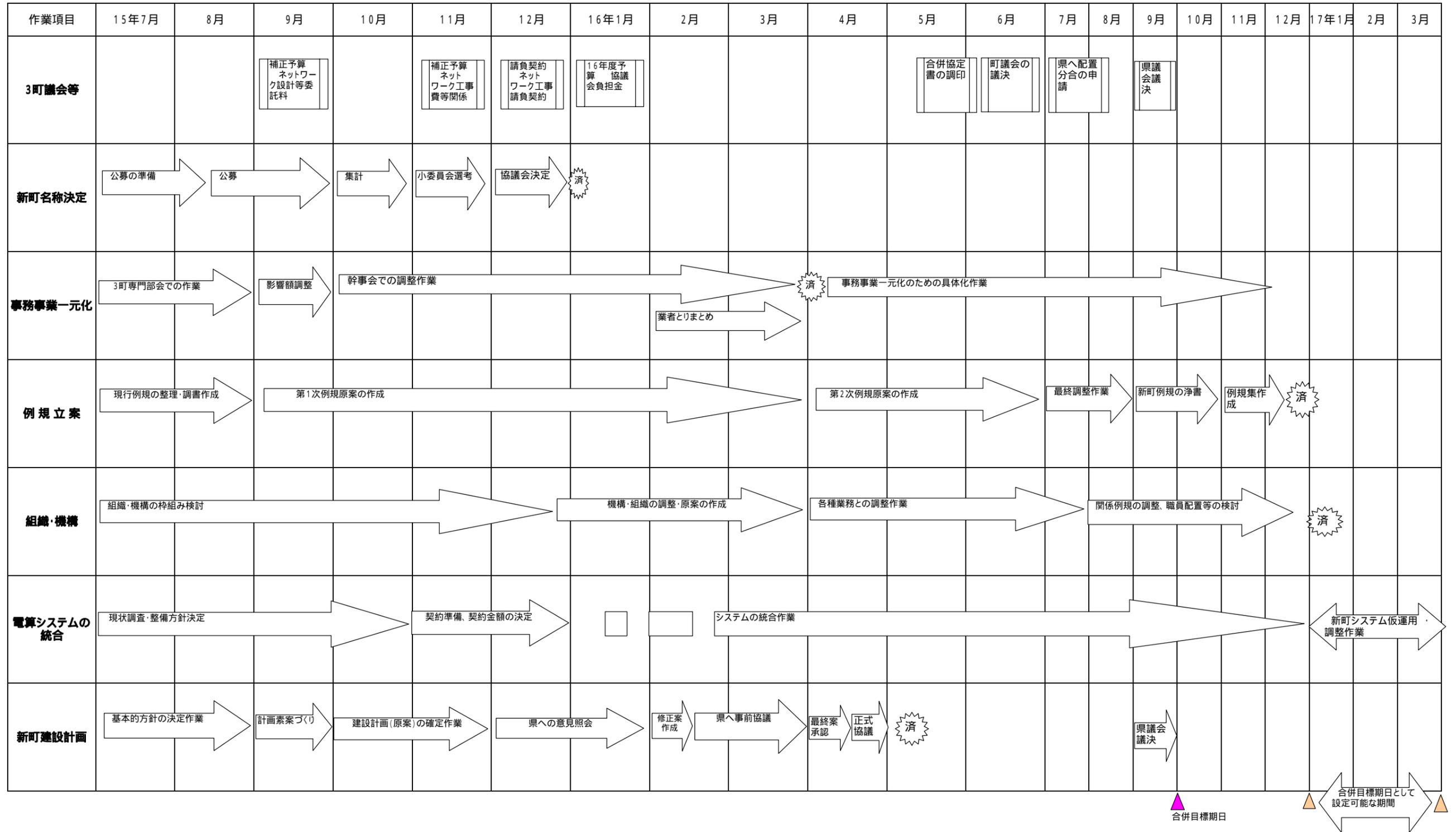
住民の異動時期との関係

行政事務全般の業務繁忙時期との関係

月初めと月末との関係

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 合併協議等作業スケジュール

【第11回合併協議会資料】



## 第12回 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程について

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会開催一覧表

	開催町	開催場所	開催日時
第1回	伊方町	伊方町役場	平成15年 1月14日(火) 14:00~
第2回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年 2月14日(金) 14:00~
第3回	伊方町	伊方町役場	平成15年 3月17日(月) 14:00~
第4回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年 4月17日(木) 14:00~
第5回	伊方町	伊方町役場	平成15年 5月23日(金) 10:00~
第6回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年 6月27日(金) 10:30~
第7回	伊方町	伊方町民会館	平成15年 7月 2日(水) 14:00~
第8回	三崎町	三崎町民会館	平成15年 7月31日(木) 15:00~
第9回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年 9月29日(月) 14:00~
第10回	伊方町	伊方町民会館	平成15年11月 4日(火) 13:30~
第11回	三崎町	三崎町総合体育館	平成15年11月27日(木) 14:00~
第12回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年12月15日(月) 14:00~
第13回	伊方町	伊方町民会館	平成15年12月25日(木) 14:00~